

岡山県立興陽高等学校 いじめ防止基本方針

令和4年4月1日

いじめに関する現状と課題

本校では、いじめによる特別指導は出ていないが、本人がいじめられていると感じているケースは年間数件あり、主に人間関係を構築していく1年生で発生する傾向にある。原因はSNSなどの書き込みや会話の中での誤解等がきっかけとなっている。しかしこれらの問題は、担任が早期に面談などを行うとともに、学年団で情報を共有し対応していくことで、早い段階で問題が解決されているのが現状である。いじめの早期発見、適切な対応のためにも教職員間での情報交換や研修会、保護者の協力が得られるような関係づくりを図っていきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめの早期発見のためにも、各学期当初に面接を実施。また、年2回、高校生活アンケートを実施し情報を収集し、些細なことからも早急に対応する。
- ・教職員間、そして保護者との連携を図りやすいような関係づくりの構築に努める。

＜重点となる取組＞

- ・生徒のSNSなどの利用実態調査や高校生活アンケートを実施し、あわせて情報モラルの教育推進を図り、研修を実施する。またコミュニケーションスキルの向上を図る。
- ・生徒会活動を通じて、「いじめについて考える」週間を設定し、いじめを許さず、問題点を把握して問題解決に取り組む意識の高揚を図れるよう支援する。

保護者・地域との連携	学校	関係機関等との連携
＜連携の内容＞ ・学校基本方針をPTA総会で明示し保護者の理解を得る。また、PTA研修会などで意見交換や協議の場を設定する。 ・学校評議員の協力を得ながら、地域の方々との情報交換などの機会を設定し、学校外での生徒の見守りや情報提供の依頼をする。 ・SNSなど情報モラル研修会をPTA対象で実施し共通理解、認識を深める。	＜対策委員会の役割＞ ・相談窓口、いじめ事案への対応。 ＜対策委員会の開催時期＞ ・年2回（アンケート実施後、外部委員も参加） ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・職員会議、臨時職員会議、朝礼 ＜構成メンバー＞ ・校外 スクールカウンセラー、PTA会長 ・校内 校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導課長、学年主任、教育相談主任、教育相談係 全教職員	＜連携機関名＞ 岡山県教員委員会 ＜連携の内容＞ ネットパトロールによる監視、スタンバイを活用したいじめ防止、保護者支援の専門ス ＜学校側の窓口＞ ・教頭、教育相談係 ＜連携機関名＞ 岡山南警察署 ＜連携の内容＞ ・非行防止教室、薬物乱用防止教室、交通安全教室などの実施。定期的な情報交換など連絡会議の開催。 ＜学校側の窓口＞ 生徒指導課長

学校が実施する取組

① いじめの防止	「いじめや暴力は絶対に許さない」との人権教育の観点から、学校生活の場面で意識を高める。 ・人権教育研修やSNSなどの情報モラルについての研修会を全教職員と保護者に対して実施する。 ・一人一人が活躍できる場面、機会を設定することで自己有用感や充実感を得られる学校づくりを行う。 ・生徒を対象に情報モラルに関する授業を各学年（LHRなど）で実施する。 ・生徒会行事として「いじめについて考える週間」を設定し、いじめや暴力は絶対許さないといういじめ防止の意識を高める取組を実施する。
② 早期発見	・実態把握のためのアンケート（2回／年 7月、11月）を実施する。また、各学期のはじめに担任との面接週間を設定し、生徒の生活の様子を把握するとともに、いじめの実態や悩みを抱えている生徒の早期発見を図る。 ・各クラス担任、副担任、クラス付きの3～4名でクラスを担当し、日頃の生徒の様子や変化を見逃さず、細やかな指導ができる体制をとる。また、生徒がいつでも話しやすく相談できるような人間関係、信頼関係づくりに努める。そして、気になる生徒については、関係教員で情報共有ができる体制をとる。 ・学校と家庭の連携を図りながら、家庭での生徒の様子、変化も含め、いじめの早期発見につながるよう家庭に協力を依頼する。
③ いじめへの対処	・いじめの事実があった場合、速やかに事情を明らかにする（事実確認）。 ・関係教員（いじめ対策委員）で情報共有し、いじめ対応策を検討する。いじめられた生徒、いじめた生徒、さらに、その周りの生徒やその保護者、それぞれにアプローチする。 ・特に、いじめられた生徒に対しては、最後まで守り抜くという姿勢を示し、当該生徒及びその保護者の支援を行う。いじめた生徒、その周りの生徒には、適切かつ毅然とした対処を行う。保護者にも協力を得ながら、今までの過ちを正し、健全な人間関係の構築に努めるように指導を行う。

令和4年度 岡山県立興陽高等学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

内容	職員会議, 対策委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針, 指導計画の確認	○学年集会, クラスづくりの取り組み ・集団づくりプログラムの実施	○担任による教育相談(面接) ○スタンドバイの登録	○発生事案への対処(適宜) ○対応手順の共通理解
5月	○PTA総会(保護者対象の研修)	○学年集会 ○情報モラル教室	○教育相談室開設 ○i-checkの実施【1年生】	
6月	○第1回学校評議員会 ・授業見学と意見交換	○生徒会行事(球技大会)	○校内相談窓口を生徒・保護者へ周知	
7月	○第1回いじめ対策委員会	○学年集会 ○非行防止・防犯教室	○高校生活アンケート実施 ・教育相談(生徒指導課)・(教育相談室) ○保護者面談(1, 2年生) ○三者面談(3年生・進路関係)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応 (生徒指導課・学年団・保護者)
8月	○職員研修 ・ネットいじめ・SNSなど情報モラル研修会		○保護者面談(1, 2年生) ○三者面談(3年生・進路関係)	
9月		○学年集会	○担任による教育相談(面接)	
10月		○生徒会行事(体育祭) ○学年集会 ○人権教育研修会(人権教育係)		
11月	○第2回学校評議員会 ・文化祭視察と意見交換	○生徒会行事(文化祭)	○保護者面談(必要に応じて適宜実施) ○高校生活アンケート実施 ・教育相談(生徒指導課)・(教育相談室)	
12月	○PTA研修(保護者講演会)	○学年集会	○保護者面談(必要に応じて適宜実施)	
1月		○学年集会	○担任による教育相談(面接)	
2月		○学年集会		
3月	○第3回学校評議員会 ・一年間の取り組みの報告と反省・意見交換 ○第2回いじめ対策委員会	○学年集会		